


(別記様式第5号)

論文審査の結果の要旨

報告番号	博(生)甲第312号	氏名	広瀬 創一
学位審査委員	主査 戸田 清 副査 中川 啓 副査 吉田 謙太郎		
論文審査の結果の要旨			
<p>広瀬創一氏は、2009年4月に長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程に社会人学生として入学し、現在に至っている。同氏は、生産科学研究科に入学以降、共生環境創成学を専攻して所定の単位を修得するとともに、水環境保全を対象とする環境法政策学に関する研究に従事し、その成果を2014年7月に主論文「地域の健全な水環境の維持・保全に関する研究－政策法務的な視点から－」として完成させ、参考論文として、学位論文の印刷公表論文2編（うち審査付き論文2編）、学位論文の基礎となる論文1編（うち審査付き論文1編）を付して、博士（環境科学）の学位の申請をした。長崎大学大学院生産科学研究科教授会は、2014年7月16日の定例教授会において論文内容等を検討し、本論文を受理して差し支えないものと認め、上記の審査委員を選定した。委員は主査を中心に論文内容について慎重に審議し、公開論文発表会を実施するとともに、最終試験を行い、論文審査および最終試験の結果を2014年9月3日の生産科学研究科教授会に報告した。</p> <p>本論文の構成は以下のとおりである。</p> <p>第1章は序論として、本研究の背景、研究目的及び政策法務に関する先行研究、論文の構成について概説した。</p> <p>第2章では、熊本県の水環境の現状を整理するとともに、これまでの水質保全施策の流れと現在の施策上の課題を整理した。また、各種の水質保全施策に内在する課題を明らかにし、これらに基づき、新たな法政策の必要性を論じた。</p> <p>第3章では、熊本における地下水保全を進めるうえで、水質・水量の保全の障害となっている事柄を検討した。水量に関しては、白川中流域に地下水涵養を促す水田耕作、これを代替する土地利用が保障される必要があるため、農地法を改正し、「水循環のため重要な機能を有する農地については原則として転用を禁止する」という規定を新設することを提案した。水質に関しては、熊本県、</p>			

熊本市が条例を制定しているが、事前の同意形成が不十分なため実効性がなく、円滑に機能していない。そこで、ワークショップ方式で熟議すること、農民・住民・環境NPOなどの決定への関与などを提案した。国法レベルでは、省庁の縦割り行政の弊害、地下水の重要性が相対的に低い（たとえば東京の水道水源は主に河川水）ことにより、統一した地下水資源管理法を制定するうえでの障害が大きいなどの問題があるなか、国レベルで統一した法律をつくるより、地方レベルで条例等を制定し、地下水管理を行うほうがスムーズに実効性ある展開が望めるのではないかと思われ、熊本地域は、その先例となりうる可能性があることを明らかにした。

第4章では、地域の各河川は自然的、歴史的個性があるので、国の全国一律基準の法ではなく、流域ごとに地域に適合した水政策や管理法で対応すべきであり、そのために、河川法について河川管理計画策定方法の見直しと住民が参加できるシステムの充実強化が必要であることを示した。特に河川生態系保全対策として、土地利用規制手法などを導入すべきであり、このような視点に立った法改正の実現により、河川生態系を保全し、川と共存する社会の実現、といった効果が期待できると考えられることを論じた。

第5章では、干潟など湿地は、陸と海、湖などの生態系が交錯する場所として生物多様性に富み、水質保全と汚染の緩和、漁場の提供などの多様な機能があるにもかかわらず、無益で非生産的な場所と考えられ、公共事業などによって破壊が進行してきたことへの対応を考えた。漁業者は漁業被害をもたらすとして、財産権を守るために入会的権利である「共同漁業権」で戦うが、漁協の圧力などにより必ずしもうまく機能しない場合があることが判明した。したがって、漁業者が沿岸域管理主体として十分な役割を發揮しないこともありうることから、地域住民（周辺住民）やNPO、学識経験者、県職員などによって、漁場保全管理委員会（仮称）を設置し、二元的管理システムへの移行を行うことが検討課題であることを示した。さらに、いったん施工が始まって工事が進展した公共事業を中止することについては、たとえ事業実施に伴う被侵害利益が重大であっても、現行法制度上では事業中止は困難であることから、今後は「公共事業の中止・撤退に関するルール」の明確化などの立法策が必要であることを述べた。

第6章では、熊本のダム問題を検討した。河川に含まれる森林表流水は生物の栄養を運んだり、生活排水などの汚濁を希釈したりするなどの働きがあるが、ダムはこのような水循環を遮断するものであり、川にとっては「敵対物」である。こうしたことから、これ以上のダム新設は不必要であることが明らかになってきた。熊本は、川辺川ダム（国営事業の中止）、荒瀬ダム（全国初の本格的撤去工事）、路木ダム（住民一部勝訴の判決）、立野ダム論争、市房ダムによる水害増幅事例の聞き取りなど、日本のダム論争の先駆的、中心的位置を占めている。これらの事例から見えてくるのは、利水面で状況の変化をふまえた慎重な検討が必要であり、治水面ではダムによる治水には限界があり、想定外の大規模洪水では対応できないことである。したがって、ハード面（特に大型施設）

だけに頼らず、堤防の補強、排水ポンプの増設、避難訓練、都市計画の見直しなど、ソフト面を含めた総合的な流域治水の重視（中小型施設のきめ細かい整備を含む）へのシフトが必要であることを論じた。

最後に第7章では、本研究を総括し、今後の展望を述べた。

従来の水環境保全に関する法政策的な研究は、地下水、河川水、干潟など個別の局面についてのものが多かったが、以上のように本論文は、ひとつの地域（ここでは熊本県、必要に応じて近県など対比）について水環境・水循環の全体をとらえて包括的（河川、地下水、海）な考察を行ったところに独創性がある。水質管理計画、地下水の保全（熊本地域は地下水依存度が高い）、河川管理、地域開発と羊角湾干拓の中止（諫早湾干拓と対比）、ダム問題（国営ダムの中止、ダム撤去、既存ダムによる水害激化、ダム紛争）、淀川水系流域委員会方式からの示唆などについての総合的な考察がその成果である。本研究は水環境保全の法政策に関して、今後の既存制度の評価と修正、新制度の提案、それらの理論的背景の考察などに多大の寄与をするものと評価できる。

学位審査委員会は、環境法政策学の分野において極めて有益な成果を得るとともに、環境科学の進歩発展に貢献するところが大きく、博士（環境科学）の学位に値するものとして合格と判定した。